

## 山口県福祉サービス第三者評価事業公表要領

### (目的)

第1条 この要領は、山口県福祉サービス第三者評価事業推進要綱第9の規定に基づき、第三者評価事業の評価結果の公表基準及びその手続きを定めることにより、事業者の福祉サービスの質の向上と利用者の適切なサービスの選択に資することを目的とする。

### (公表主体及び基準)

第2条 評価結果は、次に掲げる区分ごとにそれぞれ別記の基準により、以下のとおり公表を行うものとする。

(1) 第三者評価

県及び評価機関が公表を行うこととし、公表方法等については第4条以下に定める。

(2) 外部評価

評価機関が公表を行うこととし、インターネット上の独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム(WAM NET)」に掲載する。

### (県への報告)

第3条 評価機関は、評価結果を事業者に報告し、評価結果が確定後、県に対して30日以内に報告を行うものとする。

### (公表への同意)

第4条 第三者評価の評価機関は、評価結果を公表する場合、評価対象事業者の同意を得るものとする。

2 事業者の同意を得るにあたっては、評価結果について丁寧な説明等を行い、公表の意味と公表内容について十分に理解を得るものとする。

### (評価機関における公表)

第5条 評価機関は、県への報告後、公表内容をインターネット上の当該機関のホームページ上で公開する。

2 評価機関は、やむを得ない場合は、県に対して評価結果を報告することにより、前項の公表に替えることができるものとする。

3 公表の期間は、評価実施の翌年度から起算して3年間とする。

### (県における公表)

第6条 県は、評価機関から公表内容の報告を受けたときは、第2条で定める公表基準により公表を行うものとする。

2 公表は、インターネット上の独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム(WAM NET)」及び県のホームページで行う。

3 公表の期間は、評価実施の翌年度から起算して3年間とする。

**附 則**

この要領は、平成17年9月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成25年5月28日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成27年2月10日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成27年6月30日から施行する。